

委員会提出議案第2号

八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和3年3月19日提出

提出者 議会運営委員長 上田浩志

記

八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
<p><u>(費用弁償)</u></p> <p>第6条 <u>議長、副議長及び議員が公務のため旅行した場合は、費用弁償として、八幡浜市職員の旅費に関する条例（平成17年条例第50号）に規定する1等級相当額の旅費を支給する。</u></p> <p><u>2 議長、副議長及び議員が招集に応じ、次の各号に掲げる方法により、議会の会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び地方自治法第100条第12項の規定により設けられた議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場（以下「会議等」という。）に出席した場合は、費用弁償として、1日当たり当該議長、副議長及び議員の住居と当該出席した場所との間を最も経済的な通常の経路により往復した場合における当該各号に掲げる額を限度とした額を支給する。ただし、当該往復した距離が4キロメートル未満の場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 自動車その他の交通の用具（交通機関を除く。）を使用した場合 1キロメートル当たり37円を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 交通機関を利用した場合 1往復の運賃に相当する額</u></p>	<p><u>(旅費)</u></p> <p>第6条 <u>職務のために要する費用の弁償として受ける旅費の支給については、一般職の職員の例により、1等級相当額を支給する。</u></p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

市議会議員の費用弁償について、所要の改正を行うため。